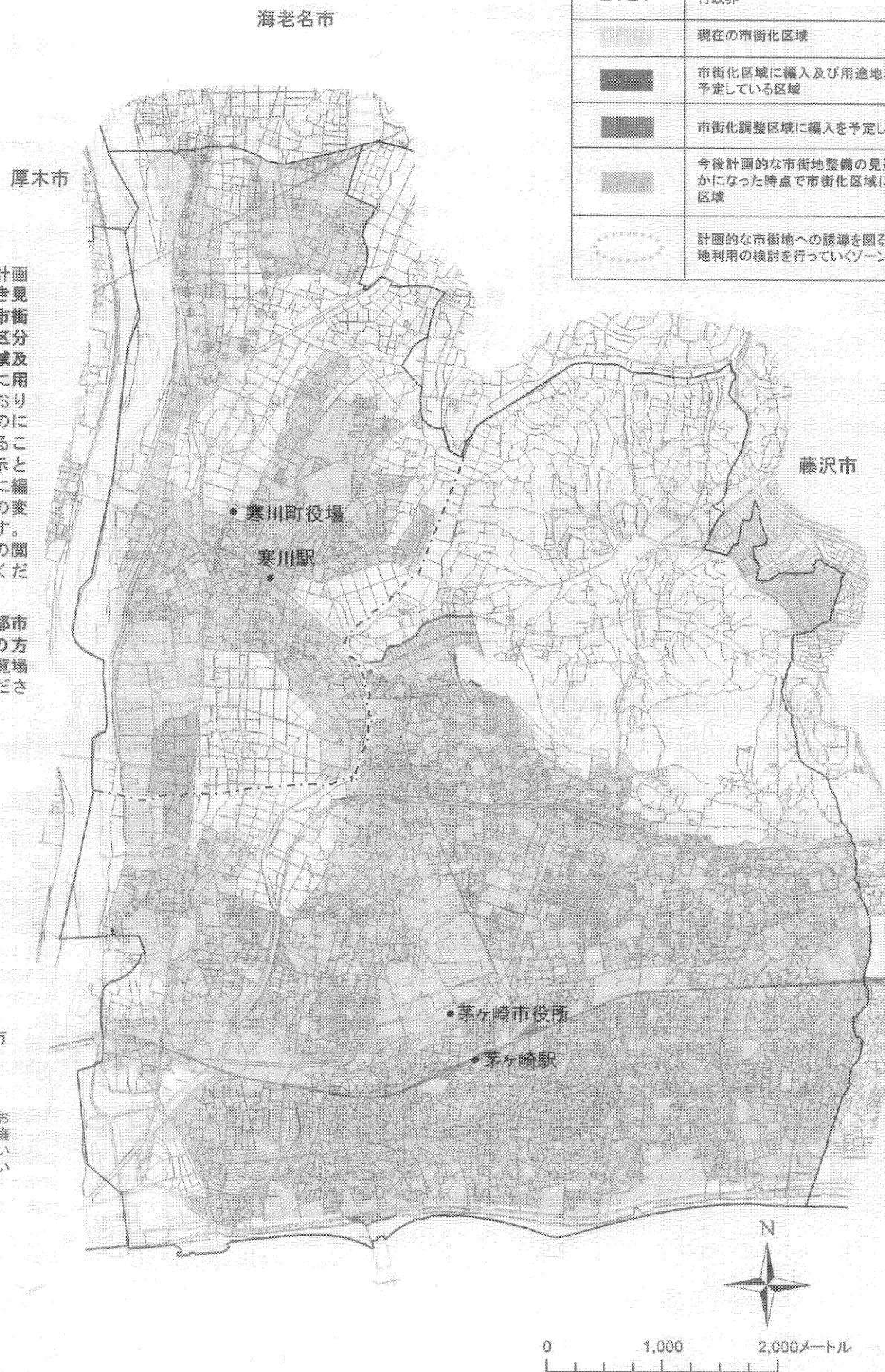


茅ヶ崎都市計画区域区分及び用途地域等の変更素案（区域図）

凡 例	
—	都市計画区域
- - -	行政界
■	現在の市街化区域
■■■	市街化区域に編入及び用途地域の指定を予定している区域
■■■	市街化調整区域に編入を予定している区域
■■■	今後計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点で市街化区域に編入する区域
■■■	計画的な市街地への誘導を図るために土地利用の検討を行っていくゾーン



詳細は閲覧図書で

今回の見直しは、土地利用等の計画目標年次を平成27年とし、「線引き見直しの基本的な考え方」に従い、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分について検討しました。市街化区域及び市街化調整区域の区域区分並びに用途地域等の変更素案は区域図のとおりですが、小規模（1ha未満）のものについては、その区域を図面表示することが困難なため、位置のみの表示となっています。なお、市街化区域に編入を予定している区域には、面積の変更を伴わない区域も含まれています。詳しい位置と区域については、次の閲覧場所に用意した計画図等をご覧ください。

1ha未満のものの用途地域と「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の変更素案についても、閲覧場所に用意していますので、ご覧ください。

閲覧場所

- 神奈川県国土整備部都市計画課
- 茅ヶ崎市都市部都市計画課
- 寒川町建設部都市計画課

お願い

このお知らせは、新聞折り込みで各家庭にお届けましたが、ご近所に届いていないご家庭がありましたら、上記の閲覧場所にも備えていますので、その旨をお知らせいただければ幸いです。